

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ用電動機軸受温度記録計の同ポンプ（B）負荷側軸受温度に印字不良が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット／挿入引抜配管の溶接事業者検査工程管理記録に、溶接事業者組織名の記載に誤記が認められたため、当該誤記を訂正	D	
3	2号機	高圧復水ポンプ（A）用補助油ポンプを起動のため操作スイッチを操作して通常位置に復帰した際に同油ポンプが停止したため、当該ポンプの操作スイッチのリレーを点検・修理	D	
4	2号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 2）の点検において、弁全閉時の弁棒位置に管理値外れが認められたため、当該弁棒長さを調整	D	
5	2号機	活性炭ホールドアップ装置再生ガス冷却器のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	高圧復水ポンプ（B）用電動機の点検において、誤って電動機回転子軸及びカップリングに傷を付けたため、当該回転子軸及びカップリングを修理	C	
7	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-11）用スクラム入口弁の点検において、冷却水入口元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	第22回総合負荷性能検査要領書の原子炉水位計の誤差の記載に誤記が認められたため、誤記による影響評価結果（問題なし）を当該要領書に添付	D	
9	4号機	廃棄物処理建屋1階の床面機器ハッチ（保持ポンプ室前）開放時の転落防止フェンス取付穴の上蓋（2箇所）に外れが認められたため、当該上蓋を取付	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで